

各論その2

非正規労働者の組織化と

処遇改善に向けた社会運動の展開

1. 「職場から始めよう運動」のさらなる展開

- (1) 連合の「職場から始めよう運動」の取り組みを一層推進し、非正規労働者の課題を組合員一人ひとりが自らに共通する課題であるとの認識を深め、非正規労働者が存在するすべての職場において組織化を推進する。
- (2) 連合岩手・構成組織は、「ガイドライン」「事例集」(注)を活用し、職場における直接雇用・間接雇用の非正規労働者との交流拡大を通じて実態把握を進め、非正規労働者の組織化を推進する。
- (3) 非正規労働センター、アドバイザー、フレンズユニオン等を中心に、非正規労働者の労働・生活相談や地域における非正規労働者との交流機会拡大などの活動を進め、組織化につなげる。

2. 非正規労働者の労働諸条件底上げと課題解決に向けた取り組みの促進

- (1) 非正規労働者の処遇改善を通年の取り組みとして位置づけるとともに、春季生活闘争における非正規労働者に関わる労働諸条件底上げの取り組みを一層促進する。
- (2) 構成組織・単組は、連合岩手が実施する各種キャンペーン行動に積極的に参加するとともに、職場や地域における非正規労働者とのコミュニケーション拡大、組合員の家族を含めた連合運動の周知など、職場からの世論喚起を進める。
- (3) 地方連合会・地域協議会は、地方構成組織と連携し、連合全体の行動に加えた地域独自の社会的キャンペーン行動を展開するとともに、関係するNPOなどとの連携を強める。

3. 非正規労働センターの強化に向けた取り組み

- (1) 非正規労働センターは、非正規労働者・未組織労働者の身近なよりどころとして「なんでも労働相談」が認知・活用されるよう情報発信を行うとともに、非正規労働者の課題解決に向けて取り組む。
- (2) 非正規労働センターは、下記の課題を中心に取り組む。
 - ① 非正規労働課題の掘り起こしをおこない、分野ごとに整理し関係対策局との連携のもとに取り組みを進める。
 - ② 非正規労働者の組織化を中心に、連合岩手、構成組織、地域協議会と取り組み事例の情報交換や経験交流をおこなう。
 - ③ 顔の見える運動の窓口として、非正規労働者の労働・生活相談などの活動を進めるとともに、共済活動や相談活動などによる受け皿づくりの体制を検討する。
 - ④ 連合本部と連携し、非正規雇用問題を社会的課題として浮上させていくために社会的なキャンペーン行動を展開するとともに、関係するNPOなどとの連携をはかる。

(注) 「ガイドライン」「事例集」

「パート労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向けた中期的取り組み指針」

「間接雇用労働者に向けた取り組み事例集」の略称。